

農振農用地区域「用途区分変更」手続きの流れ

		～3月受付	～6月受付	～9月受付	～12月受付
1	農用地利用計画変更申出書 提出 (事業計画者⇒市)	～3月31日	～6月30日	～9月30日	～1月4日
2	現地調査 (市)	4月上旬	7月上旬	10月上旬	1月上旬
3	関係部署への他法令確認 (市)	4月中旬 ～5月上旬	7月中旬 ～8月上旬	10月中旬 ～11月上旬	1月中旬 ～2月上旬
4	申出に対する回答(市⇒事業計画者)	5月中旬	8月中旬	11月中旬	2月中旬
	★農地転用申請可能 (事業計画者)	5月締切日	8月締切日	11月締切日	2月締切日

※用途区分変更の申出は随時出すことができます。

※上記の手続きの流れ・申出に対する回答の時期は、あくまで目安であり、内容により時期が前後することがあります。

※農振農用地区域の除外・編入に係る農振計画変更の公告(「除外・編入」事務の流れ 15)がなされるまでは、用途区分変更の申出に対する回答を出すことができません。

用途区分変更の申出に対する回答を出せる期間:7月中旬～8月下旬 / 10月中旬～11月下旬 / 1月中旬～2月下旬 / 4月中旬～5月下旬

※1haを超える場合は、除外・編入手続きと同様の手続き・スケジュールになります。

豊橋市役所 産業部農業企画課 農地管理グループ

電話(0532)51-2457・2470